

地区社協
だより

村 国 の 郷

『コロナ禍でのふれあいに腐心』 制約下における事業展開

コロナ禍が一年以上続いています。この間、六回もの感染のうねりを経験しました。緊急事態宣言や蔓延防止措置が出されるたびに諸行事は度々中止を余儀なくされ、未だ以前のような活動がままならない状況です。当会では、そんな中でも感染防止に配慮しつつ、出来る限りの事業を実施しています。

今は感染防止を最優先すべき時ですが、さりとてふれあいが断たれてしまうのは阻止しなければなりません。人と人が実際に会って、顔を見て、生の声を聞いて、ふれあうことは人間関係の希薄化を招かないためにも大切なことです。

今後とも暫くはコロナを無視できない状況が続くことを覚悟しなければなりません。リモート、オンラインといった非接触の方法では出来ない「ふれあい」をどのように行っていくのが課題となっています。



高齢者ふれあい交流

十一月、高齢者宅を近隣ケアや民生児童委員が訪問し、交流を図りました。対象は八〇歳以上の約六〇〇名の方々。マスク越しながら、あちこちで会話が弾み笑顔が見られました。

ボランティアハウス

ボランティアハウス「結の会」では、十二月二十日、久々にイベントが開催されました。外山貴一さんと貴山観柳さんを招いて歌と踊りを堪能。外山さんとデュエットをしたり、貴山さんと須恵器音頭やおがせ音頭を踊ったりと大いに盛り上がりました。



第54号

編集・発行
各務地区社会福祉協議会



地域ふれあい広場

十一月から、地域ふれあい広場を再開しました。時節柄、参加者は少なめの会場が目立ちましたが、新メニュー「紙飛行機を飛ばそう」やビンゴゲームなどで楽しみました。月二回のペースで行っていく予定でしたが、コロナ感染の急拡大で再び中断しています。



地域コミュニティ会議

十月二十三日、当会の理事が出席して「地域コミュニティ会議」が開催されました。会の内容は、次のようなものでした。

- ①市と市社会福祉協議会が展開中の第四期（令和二年度から令和六年度）地域福祉計画・活動計画の内容説明
- ②各務地区の地域活性化のための課題を見出し、解決のための方策を探索



各務は『“ふれあい・ささえあい・たすけあい”ぬくもり溢れるまち』を目指します。

表彰

第五十五回各務原市社会福祉大会が、十一月十日、プリニーの文化会館で開催されました。ボランティア功労として、「近隣ケアグループ須衛第三南屋敷」が会長表彰を受けました。

また、市社協の新しいマスコットキャラクター「つなぐちゃん」の紹介がありました。



だれもが集える「古民家えんがわ」が、おがせ町にオープン!!

＜運営代表の後藤里奈さんから寄稿いただきました＞

「古民家えんがわ」（運営：まちのごえん）は、親子の居場所として、親子サロン（市認定）と子ども食堂を毎月第1、3木曜に開催しています。サロンでは毎月20組超の親子が様々な活動をしたり、自由に遊んだり、親同士各自交流をしたりして、子育ての孤立感・孤独感から解放される時間と空間を提供しています。子ども食堂では、サロン後に窯で炊いたご飯と旬の野菜をつかった体に優しく栄養のある食事を提供し、青空の下、みんなで楽しく食しています。



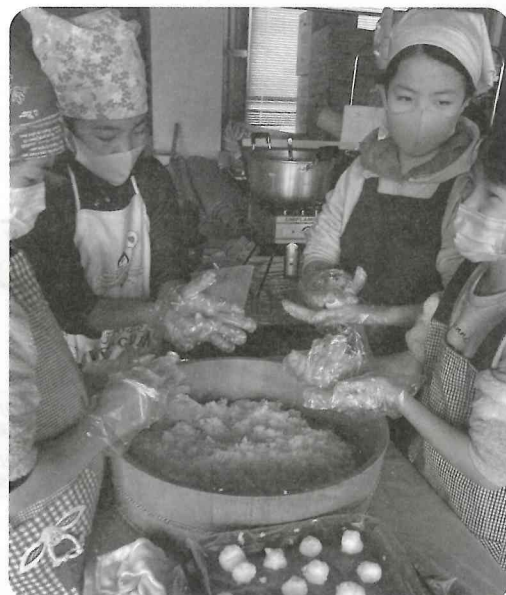
そんな「古民家えんがわ」は、2022年度より地域の世代交流の場として赤ちゃんからお年寄りまで幅広く集える空間にしていきたいと思っています。各務地区社協と協力し、子連れのお母さんたちと地域のボランティアさんと共にお弁当を作り、地域内の高齢世帯に親子でお届けする「親子でお届け！えんがわ弁当」を5月からスタートします。若いお母さんたちは、地域の方から料理を教わることで伝統文化を継承する機会となり、地域の方にとっては小さな子どもや若い世代と接することで刺激となります。

すでに実施している親子サロンや子ども食堂には多くのボランティアの皆さんの協力で成り立っています。わたしたちの活動は「ありがとう」の循環が多くの笑顔を生む、そんな活動です。サロンや子ども食堂、お弁当作りのお手伝い、お野菜やお米などの食材の提供など随時募集しています。地域の未来をつくるのは他の誰でもない私たち一人一人の行動です。たくさんの笑顔をつくり、自分自身も笑顔になれる、そんな活動を一緒にしていただだけませんか。

連絡先：各務おがせ町5-75

TEL 090-7863-2288

Email machinogoen@gmail.com



介護保険制度を上手に利用しましょう



付表にお示したサービスを受けるには、
介護認定を受けることが必要です!!!

対象となる方

①65歳以上の方 ②40歳以上65歳未満の方で、特定疾患のある方

介護認定が決まるまでの流れ



STEP 1 相談

本人または家族が、地域包括支援センター（各務地区はカーサ・レスパート）、市の介護保険課
介護認定係に希望するサービスを伝え相談

認定審査が受けられそう

迷わないで、まず
相談してください

認定審査を受けられない

STEP 2 申請

本人、家族、代行人（地域包括支援センター、介護保険施設など）が介護保険課に

《必要なもの》

「介護保険証」、「健康保険証」（40歳以上65歳未満の方）
※「主治医の意見書」を書く医師が決まっている
ことが必要です

「基本チェックリスト」を受ける

※日常生活に必要な機能が落ちてい
ないかを調べる

「要介護」、「要支援」は認定されません
※「介護予防・生活支援サービス」または
「一般介護予防事業」が受けられます

STEP 3 認定調査、審査・判定

【認定調査】

市の調査員が訪問して聞き取り調査（全国共通の調査票使用）

【主治医の意見書】

主治医が心身の状態についての意見書を作成

【一次判定】

コンピュータ判定

【二次判定】

介護認定審査会で（市が任命する専門家で構成）



STEP 4 認定結果の通知

結果は郵送で通知されます

介護区分

高

介護が必要な度合い

低

要介護
5

要介護
4

要介護
3

要介護
2

要介護
1

要支援
2

要支援
1

非該当

詳しくは地域包括支援センター（カーサ・レスパートTel381-3800）
市役所介護保険課（Tel383-1970）におたずねください

by T.Adachi

【付表】 介護保険で利用できる主なサービス

介護を行うためのサービスです。サービスの対象者は、介護保険加入者です。

サービス内容（※1）		サービスの段階	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅介護型	ホームヘルパー、生活支援サポーター（※2）による住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理等		●	●	●					
	ホームヘルパーによる食事の世話、入浴の世話、排せつの世話、衣類やシーツの交換、住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理等					●	●	●	●	●
	浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助			●	●	●	●	●	●	●
	看護師による床ずれの手当や点滴の管理			●	●	●	●	●	●	●
	リハビリの専門家による自宅でのリハビリ			●	●	●	●	●	●	●
	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士による療養上の管理・指導			●	●	●	●	●	●	●
	介護職員と看護師が定期的に訪問	各務原市民のみ利用可				●	●	●	●	●
	介護職員と看護師の随時対応（電話通報により）					●	●	●	●	●
施設通所型	機能訓練、入浴、レクリエーション等のサービス		●	●	●					
	心身機能の状態に合わせた機能回復訓練、介護予防のための体操・運動・自立・社会参加のための活動		●	●	●					
	デイサービスセンターでの食事・入浴、機能訓練	施設により個別機能訓練、栄養改善、口腔機能向上などを行う場合もある				●	●	●	●	●
	定員18名以下の小規模通所介護施設での食事・入浴等の介護、機能訓練 ※各務原市民のみ利用可					●	●	●	●	●
	介護老人保健施設、病院・診療所での機能訓練					●	●	●	●	●
	介護老人保健施設、病院・診療所での介護予防を目的とした生活機能の維持向上の機能訓練			●	●					
	認知症対応型デイサービスでの食事・入浴、機能訓練 ※各務原市民のみ利用可			●	●	●	●	●	●	●
			認知症の方のみが利用可能です							
通い中心の複合型	小規模な住居型施設への通いを中心に、自宅への訪問介護、施設での宿泊などの柔軟なサービス	各務原市民のみ利用可		●	●	●	●	●	●	●
	小規模な住居型施設へ通う、介護と看護のために自宅へ来てもらう、施設で宿泊するなどの柔軟なサービス					●	●	●	●	●
宿泊型	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期入所する			●	●	●	●	●	●	●
	介護老人保健施設（リハビリによって家庭復帰することを目的とした施設）などに短期入所			●	●	●	●	●	●	●
施設入所型	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入る					▲	▲	●	●	●
	定員29名以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入る ※各務原市民のみが入所可					▲	▲	●	●	●
	介護老人保健施設（リハビリによって家庭復帰することを目的とした施設）に入る					●	●	●	●	●
生活環境整備型	手すり（工事をとまなわないもの）を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	スロープ（工事をとまなわないもの）を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	歩行器を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	車いす、車いすの付属品を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	特殊寝台、特殊寝台付属品を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	床ずれ防止用具を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	体位変換器を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	認知症老人徘徊感知機器を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	移動用リフト（つり具を除く）を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	自動排せつ処理装置を借りる			▲	▲	▲			●	●
	特定福祉用具購入費支給 ・腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用てすり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分	支給限度額が決まっている （年間10万円が上限、1～3割が自己負担）		●	●	●	●	●	●	●
住宅改修型	家に手すりを取り付ける、および付帯工事	支給限度額が決まっている		●	●	●	●	●	●	●
	家の段差を解消する、および付帯工事			●	●	●	●	●	●	●
	家の床を滑りにくい床材に替える、および付帯工事			●	●	●	●	●	●	●
	開き戸から引戸等への扉の取り替え・扉の撤去、および付帯工事	（年間20万円が上限、1～3割が自己負担）		●	●	●	●	●	●	●
	便器を和式から洋式に取り替える、および付帯工事			●	●	●	●	●	●	●

▲は、心身の状態に応じて決定することを表す

※1 ケアマネジャーによる「ケアプラン」作成によって利用できる

※2 「生活支援サポーター」とは、市で行う生活支援の研修を受けた者

by T.Adachi

各務の歴史 連載⑨

「御膳粉が江戸に届くまで」

文：各務原市歴史民俗資料館 長谷 健生

江戸時代、將軍をはじめ大奥の人々が食べるために献上した米のことを、「御膳粉」とい、美濃国の幕府直轄領で生産、上納されていたことをお伝えしました。今回は、各務・須衛をはじめとする各務郡の村々から江戸までの輸送について紹介します。

江戸時代、幕府の経済基盤は年貢米であり、年貢米は江戸や大坂へ送られていました。これを「廻米」と言います。美濃国の幕領の村々の米は、江戸に廻米されました。

美濃国の幕領の米はまず、人馬で木曾川や長良川の港まで運ばれます。これを「津出し」といいます。川まで運ばれた米は船によって伊勢国桑名へ運ばれます。これを「川下げ」といいます。須衛村・各務村・古市場村・伊吹村・前野村で作られていた御膳粉も同様です。須衛村であれば、陸路で一里半(約六キロ)、前渡村北島まで陸路で運ばれ、木曾川で津出しします。蘇原の古市場村であれば、岩田村まで一里十町(約五キロ)を陸路で運

び、長良川で津出しされ、桑名まで運ばれました。

川下げされた米は、桑名で伊勢国の幕府領の米と一緒に船に積み替えられ、江戸へ送られました。船には「上乗」と呼ばれる美濃・伊勢国から選ばれた百姓も乗船し、船の中で米が濡れないように大切に扱われているか、船頭や水主らの不正行為がないかなどの監視を行いました。

桑名を出た船は、まず鳥羽か小浜(鳥羽市)の港に入ります。その後の浦賀(横須賀市)にいたるまで、どの港を経由して向かうのか、何日かかるのかは、天候や風向きなどによって様々です。例えば、天保五年(一八三四)十二月九日に桑名を出帆した廻米船を見てみましょう。この時の廻米船には、二二八石の年貢米と、二四〇石の御膳粉、御用紙(美濃紙)や錠が積まれていました。

九日に桑名を出帆した船は、十一日に鳥羽に入津、十二月十三日に浦賀、十四日に須崎(下田市)に入津、十五日、十六日に浦賀、十七日に網代(熱海市)に入津、十八、十九、二十日に浦賀、二十三日に浦賀に入津しています。何度も浦賀に入っているのは、悪天候などの事情で戻りしていたためと思わ

れます。この船は、二十五日に品川に入津し、積荷は江戸浅草に運び込まれました。

参考文献：年貢米を運ぶー美濃国幕領の廻米輸送を中心にー(岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター発行「地域史料通信 第六号」)

天保五年(1834)の廻米船

